令和5年9月25日総務局地域防災課

災害用備蓄食料を無償でお配りします!

横浜市の備蓄食料の周知、家庭内備蓄の促進などの防災意識の啓発及び食品ロス削減の観点から、 災害用備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

(1) 保存パン 20 食入り 1,300 箱(26,000 食) 程度

(2) 水缶詰 24 本入り 5,800 箱 (139,200 本) 程度

(3) おかゆ 20 食入り 2,700 箱 (54,000 食) 程度

(4) クラッカー 70 食入り 500 箱(35,000 食) 程度

(5) ビスケット 100 食入り 700 箱 (70,000 食) 程度

2 対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等)

※民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について ※ 詳細は別紙をご覧ください。

(1) 申込期間

令和5年9月25日(月)から10月15日(日)まで

(2) 申込方法

「横浜市電子申請・届出サービス」によりお申込みをお願いします。

[URL]_https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c3b508f9-5079-4fa6-9c8d-deae9bfa9c52/start



令和 5 年 10 月 31 日(火)午前 9 時頃、横浜市ウェブサイトにて公表いたします。抽選結果の確認には申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いします。

- (4) 注意事項
 - ア 申込みは 1 種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大 25 箱まで、クラッカー、ビスケットは最大 10 箱 までとします。
 - イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
 - ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いします。
 - エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
 - オ賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
 - カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いします。

4 備蓄食料の引渡し ※ 詳細は別紙をご覧ください。

各区役所や市内の方面別備蓄庫で引渡しを行います。

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっております。

お問合せ先

総務局地域防災課避難等支援担当課長 高群 敦子 Tel 045-671-4360

